

第10次広島県交通安全計画（案）に対する県民意見募集の結果について

1 要 旨

第10次広島県交通安全計画（案）について、県民等から意見の募集を行い、その内容等は次のとおりです。

2 意見募集期間

平成28年4月20日（水）～平成28年5月6日（金）

3 意見募集の結果

- (1) 意見の件数：11件
- (2) 計画案の修正：修正あり～4件、修正なし～7件

4 意見の内容と対応・考え方

《計画の項目別》

項 目	件数	意見の趣旨
第1部 計画の基本的な考え方	1	・表現への質問（1件）
第2部 道路交通の安全 第4章 講じようとする施策		
第1節 道路交通環境の整備	2	・大型車駐車スペースの拡充・整備《要望》（1件） ・表現への意見（1件）
第2節 交通安全思想の普及徹底		
第3節 安全運転の確保	8	・ドライブレコーダーの活用《要望》（1件） ・記載内容・表現への意見（7件）
第4節 車両の安全性の確保		
第5節 道路交通秩序の維持		
第6節 救助・救急活動の充実		
第7節 被害者支援の充実と推進		
合 計	11	

《意見の反映状況》

反映状況の区分		件数	反映状況の内容
A	記載内容・表現の修正	4	・意見内容が適切であるため修正（4件）
B	意見の趣旨が既に計画に盛り込まれているもの（修正なし）	2	・内容的に記載・盛り込み済み（2件）
C	その他（修正なし）	5	・質問のみで修正を求めるものではないもの（1件） ・記載内容の意図が十分伝わってなかったものに対する説明（4件）
合 計		11	

【計画の基本的な考え方】

番号	意見の要旨	反映状況の区分	対応・考え方(案)	頁
1	「3要素」のひとつを「車両」としているが、この「車両」には、第3部「鉄道車両」も含むのか。	C	本計画は、県内の陸上交通の安全に係る計画であるため、「車両」の中に鉄道車両も含まれます。	1

【道路交通環境の整備】

番号	意見の要旨	反映状況の区分	対応・考え方(案)	頁
2	過労運転の防止は、一般道路だけでなく高速道路においても重要な課題であり、山陽自動車道等のSA、PAにおけるトラック等の駐車スペースは慢性的な不足状態にある。 については、高速道路を走行するトラックドライバーが適度・適切に休憩が取れるよう、高速道路のSA、PAにおける大型車駐車スペースの拡充・整備を計画に盛り込むことを提案する。	B	高速道路各社においては、休憩施設の駐車場混雑の緩和・解消に取り組んでいます。 いただいた意見については、「第4章第1節3(6)高速自動車国道等における事故防止対策の推進」の「イ 安全で快適な交通環境づくり」の中で、休憩施設の混雑解消等を推進することを掲げています。 今後とも、駐車場の混雑状況を確認し、利用者の意見も踏まえ、サービス向上のため、よりよい駐車場となるよう努力していきます。	43
3	県内には「水底トンネル」はないので、「水底トンネル」の表現を他の表現に変えてはどうか。	A	御意見のとおり、県内には現時点で、危険物積載車両の通行が禁止・制限される「水底トンネル等」はないため、当該記載に係る部分は削除します。	44

【安全運転の確保】

番号	意見の要旨	反映状況の区分	対応・考え方(案)	頁
4	安全運転管理者等の未選任事業所の一掃を図るためには、周知を図る対象としては「自動車の使用者」だけでなく、「等」は不要では。	C	安全運転管理者等の未選任事業所の一掃だけでなく、使用者や現在選任されている安全運転管理者等への制度の周知徹底を図ることも目的としているため、周知を図る対象として「自動車の使用者等」としています。	63
5	講習の内容は法で定められているので、「安全運転管理者に対する講習の見直し等により」とあるが、「充実等」に変更すべきではないか。	A	御意見のとおり、修正します。	63
6	事業活動に関してなされた道路交通法違反等についての「使用者等」への通知は、「使用者」でよいのではないか。	C	通知先は使用者に限らず、当該業務活動を監督する行政庁への通知も含まれることから、「使用者等」としています。	63
7	悪質事業者に対して「監査を徹底する」というのはわかるが、「新規参入事業者等に対する監査を徹底する」という記述は、どういう事案を想定しているのか具体的に記述した方が理解しやすいのではないか。	C	国は、事業者の事業内容が安全基準に適合していること、安全な運行を確保し得る事業遂行能力を有していること等について審査し、許可又は不許可を判断しています。 更に新規参入事業者については、速やかに予防的監査を実施する等、事業参入時点で安全性が十分に確保されるように必要な施策を講じています。	64
8	「街頭検査」とあるが、「街頭監査」という記述の方が、内容に沿うのではないか。	A	御意見のとおり、修正します。	64
9	「適正化事業実施機関を通じ、」は、「貨物自動車運送適正化事業実施機関」のように正確な機関名を記述してはどうか。	C	今後、貨物自動車運送以外に旅客自動車運送についても指定される可能性があることから、このように記載しています。	65
10	ドライブレコーダーは、運転状況をドライバー目線で録画し、あとで確認できることから、映像を活用した様々な安全運転やマナーの指導に活用することにより、交通事故防止に大きな効果があると言われている。ドライブレコーダーの活用に関する記述を具体的に盛り込むことを提案する。	B	「運行管理に資する機器」には、ドライブレコーダーも含まれます。 御意見のとおり、ドライブレコーダーを活用した指導を行うことで交通事故防止に大きな効果があります。 ドライブレコーダーの映像を活用した事故防止教育等を実施するよう事業者を指導しています。	65
11	協議会の設置主体を明確に記述することを提案する。	A	本協議会の設置、運営は、3機関が連携して行っていることから、「国土交通省中国運輸局広島運輸支局、厚生労働省広島労働局及び広島県トラック協会が連携して」に変更します。 なお、当協議会は4年間にわたり実施するものであるため、「協議会を設置」を「協議会を運営」に変更します。	68